

令和2年度 上水道 戸倉配水区域水質検査頻度

■水質検査頻度設定理由

◎水質基準項目(51項目)

令和2年3月作成

水質基準項目とは、『人の健康に影響を与える項目』または『利用上支障を及ぼす恐れのある項目』であり、基準値以下であっても全国的に検出される確率の高い物質です。このため水道法で定められた必須検査項目となっています。

区分	項目名	基準値	過去3年間の 最大の	水道法に基づく検査頻度 (水道法施行規則第15条第1項第3号)		計画検査頻度 (水道法施行規則第15条第1項第4号)		設定理由等
				基本検査回数	水源の状況や過去の検査結果等から、 最小限必要な検査回数	令和2年度 計画検査頻度		
健康に関する項目(人の健康に影響を与える項目)	病原微生物	基 1 一般細菌数	100個/1ml以下	0	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回	水源の変更(追加)及び浄水処理方法の変更のため省略不可
		基 2 大腸菌	検出されないこと	不検出	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回	
	金属類(重金属)	基 3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.0003	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 4 水銀及びその化合物	0.005mg/l以下	< 0.00005	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	< 0.005	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
	無機物質	基 9 亜硝酸窒素	0.04mg/l以下	< 0.004	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 10 シアン化合物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.81	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	< 0.08	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.1	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
	有機物質	基 14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
		基 20 ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回	
	消毒副生成物	基 21 塩素酸	0.6mg/l以下	< 0.06	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 23 クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	< 0.003	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 26 臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	< 0.003	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	
		基 31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.008	3箇月に1回	3箇月に1回	3箇月に1回	

性状に関する項目（利用上支障を及ぼす恐れのある項目）	金属類	基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.010	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
		基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.01	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
		基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.03	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
		基 35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	< 0.01	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	無機物質	基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12.0	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	金属類	基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.001	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	基礎的性状	基 38	塩化物イオン	200mg/l以下	10.2	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
	無機物質	基 39	硬度	300mg/l以下	31	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	基礎的性状	基 40	蒸発残留物	500mg/l以下	80	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	有機物質	基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
		基 42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に1箇月に1回	発生時期に1箇月に1回	1年に1回
		基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に1箇月に1回	発生時期に1箇月に1回	1年に1回
		基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.002	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
		基 45	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005	3箇月に1回	3年に1回	1年に1回
	基礎的性状	基 46	有機物(TOC)	3mg/l以下	< 0.3	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
		基 47	pH値	5.8以上8.6以下	6.9~7.2	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
		基 48	味	異常でないこと	異常なし	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
		基 49	臭気	異常でないこと	異常なし	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
		基 50	色度	5度以下	< 0.5	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回
基 51		濁度	2度以下	< 0.1	1箇月に1回	1箇月に1回	1箇月に1回	

水源の変更（追加）及び浄水処理方法の変更のため
省略不可

※『<』印は、未満を表します。

戸倉配水区域は、平成30年12月から上水道村松配水区から水道水が供給されることになったため、また水源である村松浄水場系原水で新水源（深井戸：村松第7水源）が平成31年4月より稼働したことにより、水道法により令和4年度まで3箇月に1度、全ての水質基準項目について検査します。

令和2年度 上水道 戸倉配水区域水質検査採水場所(予定)

月	水質検査名	採水地区
4	(1)全項目検査	上戸倉
5	(2)細菌類+性状に関する項目	
6	(2)細菌類+性状に関する項目	
	(6)農薬類検査	
7	(1)全項目検査	
	(5)水質管理目標設定項目	
8	(2)細菌類+性状に関する項目	
9	(2)細菌類+性状に関する項目	
	(6)農薬類検査	
10	(1)全項目検査	
11	(2)細菌類+性状に関する項目	
12	(2)細菌類+性状に関する項目	
1	(1)全項目検査	
2	(2)細菌類+性状に関する項目	
3	(2)細菌類+性状に関する項目	

◎水質検査名について

- (1)全項目検査(51項目)
全ての水質基準項目について検査します。
- (2)細菌類+性状に関する項目(9項目)
水質基準項目のうち、細菌類と性状に関する項目について検査します。水質検査頻度表および水質基準項目表では**ピンク色**で塗りつぶした項目です。
- (3)省略不可項目
水質基準項目のうち、省略することのできない項目について検査します。
なお、戸倉配水区域は、平成30年12月から上水道村松配水区から水道水が供給されることになったため、また水源である村松浄水場系原水で新水源(深井戸:村松第7水源)が平成31年4月より稼働したことにより、水道法により令和4年度まで3箇月に1度、全ての水質基準項目について検査します。よって、この検査は該当しません。
- (4)水質管理項目
水質基準項目のうち、「新規追加項目」「過去3年間で基準値の20%を超過した項目」「水道水の消毒による項目」など、五泉市上下水道局において水質管理上の必要性から検査頻度を多くする項目について検査します。
なお、戸倉配水区域は、平成30年12月から上水道村松配水区から水道水が供給されることになったため、また水源である村松浄水場系原水で新水源(深井戸:村松第7水源)が平成31年4月より稼働したことにより、水道法により令和4年度まで3箇月に1度、全ての水質基準項目について検査します。よって、この検査は該当しません。
- (5)水質管理目標設定項目(17項目)
水質管理目標設定項目(26項目)のうち、「基準項目と重複している項目」および「二酸化塩素に関する項目」を除く、17項目について検査します。
- (6)農薬類検査
水質管理目標設定項目のうち、信濃川・阿賀野川両水系の河川水から検出された農薬類について検査します。
6月に3種類、9月に1種類の検査を実施します。
- (7)採水
水道水の採水にあたっては、五泉市上下水道局職員が左表に示した採水地区内にある公共施設または家庭の給水栓からおこないます。ご協力お願いいたします。